令和2年度版

市税概要



高梁市

高梁市民憲章

平成17年 9月 7日 制定

わたくしたちは、美しい山々と清流にはぐくまれた高梁市を愛し、 豊かな伝統文化を受けつぎ、平和で明るいまちづくりを進めるために

- た 互いに助けあって、豊かなまちをつくりましょう。
- か 輝かしい未来を築く青少年を育てましょう。
- は働くよろこびを感じ、健康と安全を大切にしましょう。
- し 親切と感謝の心で、おとしよりに尽くしましょう。
- **し** 自然を守り、伝統文化を高めましょう。

◆市の花「さくら」

「さくら」は万葉の時代から私たちの生活、文化に深くかかわっており、夢と希望と 期待の花と言われています。本市においても先人が慈しみ育てた「さくら」の名所が随 所にあり、美しく豊かな自然を育てる市民の心の象徴として、市の花を「さくら」とし、 愛着と誇りある郷土づくりを進めます。

◆市の木「あかまつ」

「あかまつ」は、この地方を代表する樹木のひとつで、 長寿を象徴するものとして古来より尊ばれ、土地に刻まれた深い歴史を静かに物語っています。四季を通じて緑をたたえ、風雪に耐え成長する「あかまつ」を市の木とし、本市の限りない発展を願うものです。

◆市の鳥「ヤマセミ」

「ヤマセミ」は、九州以北の山麓から山地の渓流に生息しており、県内では特に高梁川本流、支流に多く生息しています。 近年、河川の汚れや環境の悪化に伴いその生息が脅かされつつあります。高梁川水系のシンボルとして、市の鳥を「ヤマセミ」とし、市民みんなで美しい環境を守っていきます。

※市章(表紙)

限りなき紺碧の大空に躍進する高梁の頭文字 (文化) Tに、観光松山城を偲び、産業 資源 (松葉で示す) は広く海外 (生産) に伸びて (四方尖端) いる高梁市を表徴す。

都市像『ひと・まち・自然にやさしい高梁』 ■■■■■

活力ある高梁市を築いていくための根幹はひとです。人々の生活やつながりがまちとなり、歴史や文化、産業を育んでいます。そして、人々の営みの背景になるのが自然です。

この脈々と受け継がれているかけがえのない財産を大切にし、地域の伝統や文化を守り、 産業を育て、次代に自信をもって伝えることのできるまちづくりに取り組むイメージを表現 しています。

誰もが思いやりや支えあいのやさしさで、安心した生活をおくることができ、ひともまちも自然もいきいきと輝き、元気でやさしさのあふれるまちづくりを進めます。

目 次

1	高 梁市の概況 (1)高梁市の位置・面積 (2)人口と世帯の推移	1
2	税務行政機構等 (1)行政機構図 (2)税務課事務分掌 (3)税務従事職員に関する調	2-4
3	財務 (1) 令和2年度一般会計当初予算構成比 (2) 令和2年度一般会計当初予算額 (3) 令和2年度一般会計当初予算構成比(市税) (4) 自主財源と依存財源の比較 (5) 基準財政需要額等比較表 (6) 財政力指数の推移	
4	市税負担状況	8
5	市民税 (1) 徴収方法等の推移 (2) 所得区分別の推移	
6	固定資産税・都市計画税 (1) 納税義務者数の推移 (2) 調定額の推移 (3) 課税標準額(法定免税点以上)の推移 (4) 地積(床面積)・評価額の推移 (5) 土地(地積・評価額)の地目別構成比 (6) 宅地用途地区別地積・評価額調(法定免税点以上) (7) 家屋の新築状況(増築含む) (8) 住宅用新築家屋に係る軽減税額調 (9) 国有資産等所在市町村交付金 (10)固定資産税課税台帳閲覧者数等の推移	15 16
7	軽自動車税 (1) 車種別課税台数 (2) 調定額と1人(1世帯)当たりの台数	17
8	その他諸税 (1) 市たばこ税 (2) 鉱産税	18
9	国民健康保険税 (1)被保険者・被保険世帯数の推移 (2)被保険者・被保険世帯の負担状況	18
10	徴収 (1) 督促状発送件数 (2) 督促手数料・延滞金収納状況 (3) 財産差押等の状況(4) 交付要求等の状況 (5) 岡山県市町村税整理組合 (6) 岡山県滞納整理推進機構(7) 市税等欠損処分の推移(8) 市税等調定及び収納状況の推移	20 21
11	市税口座振替利用率の推移	24
12	証明・閲覧手数料の推移	24
13	収納機関・口座振替・納期限 (1)公金収納可能場所(2)口座振替 (3)納期限及び口座振替日	25 26
14	税率の変遷	27-28
	関係機関一覧≫ 用語解説≫	

1 高梁市の概況

(1) 高梁市の位置・面積

市役所の位置	岡山県高梁市松原通2043番地 〔東経 133°35′11″4 / 北緯 34°47′17″0 〕 海抜 62.93m
市の面積	546.99km (東西 35km / 南北 30km)



※平成16年10月1日に、高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町が合併し、新「高梁市」となりました。

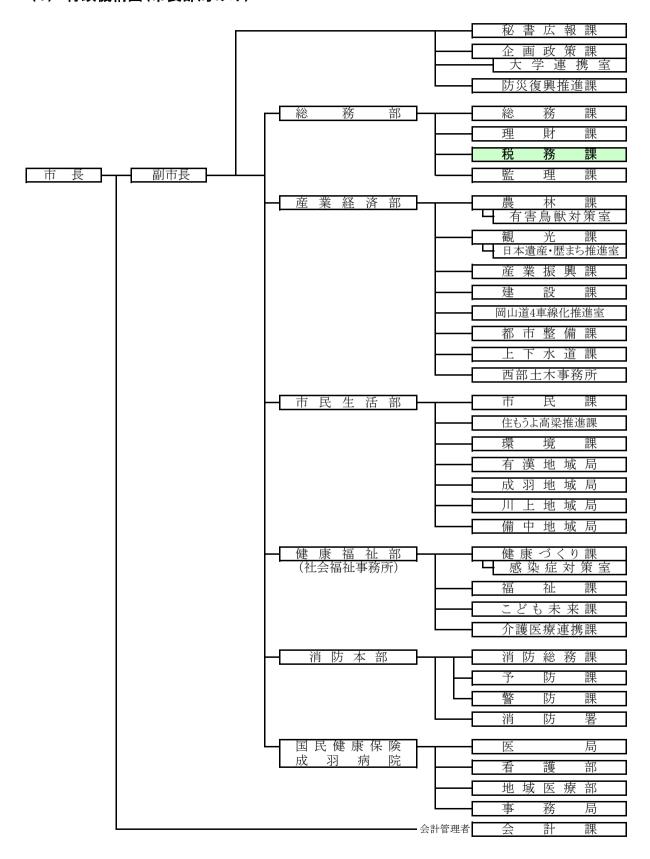
(2) 人口と世帯の推移

(3月31日現在)

				(0)101 H ()1111/
区分	人口	世帯数	人口密度	一世帯当たり人員
年	(人)	(世帯)	(人/km²)	(人)
平成28年(27年度末)	32,054	14,585	58.6	2.20
平成29年(28年度末)	31,556	14,519	57.7	2.17
平成30年(29年度末)	30,955	14,435	56.6	2.14
平成31年(30年度末)	30,374	14,411	55.5	2.11
令和2年(元年度末)	29,744	14,356	54.4	2.07

2 税務行政機構等 (令和2年10月1日現在)

(1) 行政機構図(市長部局のみ)



(2) 税務課事務分掌

係名	事 務 分 掌					
【収税係】	(1) 課内の庶務に関すること					
	(2) 納税思想の普及に関すること					
	(3) 市税等の収納督促及び滞納処分に関すること					
直通電話 0866-21-0215	(4) 税の徴収の嘱託及び受託に関すること					
	(5) 市税等収納率向上推進本部に関すること					
	(6) 市税等の諸証明に関すること					
	(7) 固定資産評価審査委員会に関すること					
	(8) 課内の他係に属さないこと					
【市民税係】	(1) 市民所得の調査及び申告並びに市民税、保険税(保険料)の賦課 及び減免に関すること					
直通電話	2) 市民税及び保険税(保険料)過誤納金の還付に関すること					
0866-21-0214	(3) 市民税の特別徴収に関すること					
	(4) 法人税の申告及び納付に関すること					
	(5) 軽自動車税に関すること					
	(6) 課税物件の標識等に関すること					
	(7) 他係に属さない市税等の賦課等に関すること					
1 //m						
【資産税係】 	(1) 土地、家屋及び償却資産の調査評価に関すること					
	(2) 固定資産税並びに都市計画税の賦課及び減免に関すること					
直通電話 0866-21-0216	(3) 土地、家屋及び償却資産等の課税台帳整備縦覧に関すること					
	(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること					
	(5) 特別土地保有税に関すること (6) 地籍図の管理に関すること					
	(6) 地籍図の管理に関すること					

(3) 税務従事職員に関する調

ア 税務職員数

(単位:人)

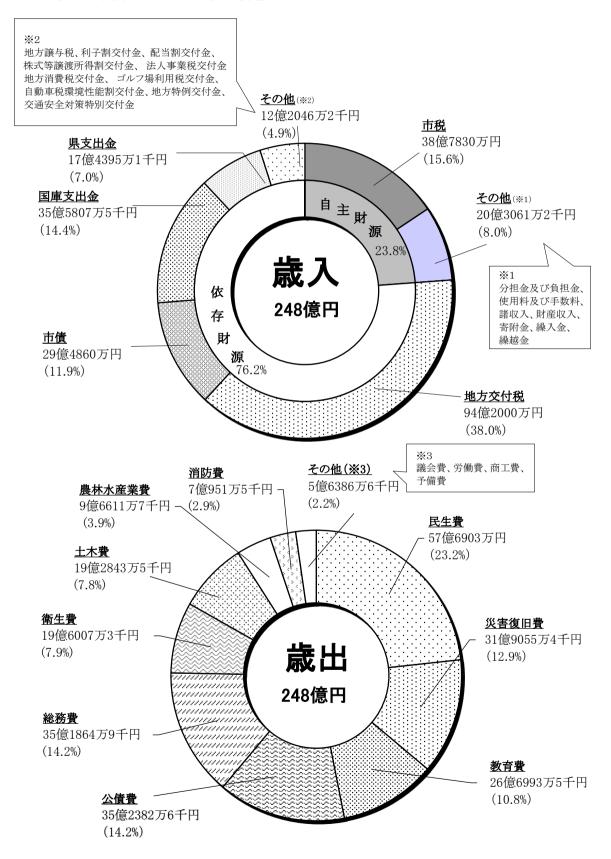
役職	係等	統 括	収 税 係	市民税係	資産税係	合 計
課	净	1				1
課長代	理	1				1
課長補	首佐	3				3
係	長		1	1	1	3
主	查				1	1
主	事		3	3	3	9
合	計	5	4	4	5	18

イ 税務従事職員(徴税吏員に任命された職員を含む)の特殊勤務手当

- 徴収及び滞納処分に従事した期間が1日のうち2時間以上のとき支給する
- 1日につき 250円

3 財務

(1) 令和2年度一般会計当初予算構成比



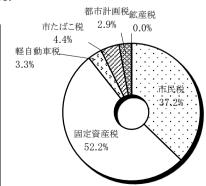
(2) 令和2年度一般会計当初予算額

(単位:千円)

歳	入		歳	出	<u>. </u>
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
市税	3,878,300	15.6%	議 会 費	193,555	0.8%
地方譲与税	343,712	1.4%	 総 務 費	3,518,649	14.2%
利 子 割 交 付 金	3,400	0.0%	(うち徴税費)	(225,518)	(0.9%)
配 当 割 交 付 金	17,800	0.1%	民 生 費	5,769,030	23.3%
株式等譲渡所得割交付金	10,600	0.0%	衛 生 費	1,960,073	7.9%
法人事業税交付金	23,300	0.1%	労 働 費	49,123	0.2%
地方消費税交付金	753,200	3.0%	農林水産業費	966,117	3.9%
コ゛ルフ場利用税交付金	6,650	0.0%	商工費	311,188	1.3%
自動車税環境性能割交付金	40,100	0.2%	土 木 費	1,928,435	7.8%
地方特例交付金	18,000	0.1%	消 防 費	709,515	2.9%
地 方 交 付 税	9,420,000	38.0%	教 育 費	2,669,935	10.8%
交通安全対策特別交付金	3,700	0.0%	災害復旧費	3,190,554	12.9%
分担金及び負担金	113,756	0.5%	公 債 費	3,523,826	14.2%
使用料及び手数料	409,181	1.6%	予 備 費	10,000	0.0%
国 庫 支 出 金	3,558,075	14.3%			
県 支 出 金	1,743,951	7.0%			
財 産 収 入	160,019	0.6%			
寄 附 金	76,640	0.3%			
繰 入 金	965,098	3.9%			
繰 越 金	1	0.0%			
諸 収 入	305,917	1.2%			
市 債	2,948,600	11.9%			
歳入合計	24,800,000	100.0%	歳 出 合 計	24,800,000	100.0%

(3) 令和2年度一般会計当初予算構成比(市税)

						<u>(単位:千円)</u>
	税		目		予算額	構成比
市		民		税	1,444,052	37.2%
固	定	資	産	税	2,022,568	52.2%
軽	自	動	車	税	129,000	3.3%
市	た	ば	Ĺ	税	169,300	4.4%
都	市	計	画	税	113,200	2.9%
鉱		産		税	180	0.0%
	合		計		3,878,300	100.0%



(4) 自主財源と依存財源の比較 (令和2年度一般会計当初予算)

(単位:千円)

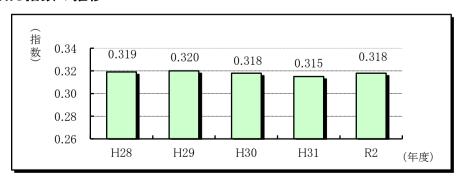
	自	主	財	源	依 存 財 源
市			税	3,878,300	地 方 譲 与 税 343,712
分 担	金及び	負	担 金	113,756	利 子 割 交 付 金 3,400
使 用	料及び	手	数 料	409,181	配 当 割 交 付 金 17,800
財	産	又	入	160,019	株式等譲渡所得割交付金 10,600
寄	附		金	76,640	法 人 事 業 税 交 付 金 23,300
繰	入		金	965,098	地 方 消 費 税 交 付 金 753,200
繰	越		金	1	ゴルフ場利用税交付金 6,650
諸	収		入	305,917	自動車税環境性能割交付金 40,100
					地 方 特 例 交 付 金 18,000
					地 方 交 付 税 9,420,000
					交通安全対策特別交付金 3,700
					国 庫 支 出 金 3,558,075
					県 支 出 金 1,743,951
					市 債 2,948,600
	計			5,908,912	計 18,891,088
	割	<u>^</u>		23.9%	割 合 76.1%

歳 入 合 計	24,800,000
---------	------------

(5)基準財政需要額等比較表

区分 年度	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	普通交付税交付額 (千円)	財政力指数
28	11,707,873	3,783,617	8,782,123	0.319
29	11,650,735	3,686,448	8,516,842	0.320
30	11,853,063	3,732,133	8,372,202	0.318
31	11,876,221	3,736,793	8,248,789	0.315
2	12,171,791	3,956,664	8,218,654	0.318

(6)財政力指数の推移



4 市税負担状況 (年度末調定額 現年)

〇法人市民税、たばこ税、鉱産税は申告制で大きく変動する場合があり、同列で推移を比較するため、各年度末時点の調定額を用い、人口数・世帯数(1頁参照)で除し、1人当たり・1世帯当たりの負担状況を算出したもの。

年度/区分		27			28	
税目	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
市 民 税 (個人) (法人)	1,574,184 1,174,940 399,244	49,110 36,655 12,455	107,932 80,558 27,374	1,469,312 1,200,902 268,410	46,562 38,056 8,506	101,199 82,712 18,487
固定資産税	1,858,083	57,967	127,397	1,910,000	60,527	131,552
軽自動車税	97,232	3,033	6,667	118,073	3,742	8,132
市たばこ税	196,388	6,127	13,465	188,292	5,967	12,969
鉱 産 税	178	6	12	220	7	15
都市計画税	116,238	3,626	7,970	116,025	3,677	7,991
計	3,842,303	119,870	263,442	3,801,922	120,482	261,858

年度/区分		29			30	
税目	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
市 民 税 (個人) (法人)	1,467,980 1,199,082 268,898	47,423 38,736 8,687	101,696 83,068 18,628	1,498,170 1,210,175 287,995	49,324 39,842 9,482	103,960 83,976 19,984
固定資産税軽自動車税	1,978,754 120,594	63,924 3,896	137,080 8,354	2,009,360 122,899	66,154 4,046	139,432 8,528
市たばこ税	175,704	5,676	12,172	173,093	5,699	12,011
<u> </u>	196 115,940	3,745	8,032	144 112,515	5 3,704	7,808
計	3,859,168	124,670	267,348	3,916,181	128,932	271,749

年度/区分		31			2*	
税目	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
市 民 税	1,448,642	48,704	100,908	1,428,552	48,028	99,509
(個人)	1,182,989	39,772	82,404	1,172,100	39,406	81,645
(法人)	265,653	8,931	18,505	256,452	8,622	17,864
固定資産税	2,018,083	67,848	140,574	2,013,500	67,694	140,255
軽自動車税	125,767	4,228	8,761	127,700	4,293	8,895
市たばこ税	171,167	5,755	11,923	169,300	5,692	11,793
鉱 産 税	180	6	13	180	6	13
都市計画税	113,374	3,812	7,897	112,200	3,772	7,816
計	3,877,213	130,353	270,076	3,851,432	129,486	268,280

※2については、令和2年度当初予算額を令和2年3月31日の人口数・世帯数で除したもの。

5 市民税 (当初賦課時点)

(1) 徴収方法等の推移

ア. 税額

(単位:千円,%)

						(十二:111),707
年度 徴収方法		28	29	30	31	2
	給与	956,627	952,926	952,058	944,360	941,924
特別徴収	年金	62,947	65,281	65,896	64,219	65,151
	計	1,019,574	1,018,207	1,017,954	1,008,579	1,007,075
普通徴収		175,380	164,987	180,342	161,718	164,340
合計		1,194,954	1,183,194	1,198,296	1,170,297	1,171,415
特別徴収の割合		85.3	86.1	85.0	86.2	86.0

イ. 納税義務者数

(単位:人,%)

徴収方法	年度	28	29	30	31	2
	給与	9,532	9,640	9,698	9,580	9,570
特別徴収	年金	3,490	3,550	3,606	3,666	3,747
	計	13,022	13,190	13,304	13,246	13,317
普通徵	収	2,100	1,574	1,286	1,182	1,082
合 計		15,122	14,764	14,590	14,428	14,399
うち均等割のみ		1,889	1,820	1,827	1,989	2,003
特別徴収の割合		86.1	89.3	91.2	91.8	92.5

ウ. 特別徴収事業所数

(単位:事業所)

年 度	28	29	30	31	2
事業所数	1,630	1,665	1,647	1,658	1,629

(2) 所得区分別の推移

ア. 総所得金額等

(単位:千円)

7 1 1/0/7/1 1/1 === 1/4 1/1					(TIZ:111)
年度 所得区分	28	29	30	31	2
給 与	28,418,846	28,431,593	28,515,330	28,373,006	28,425,556
営 業	1,126,352	996,398	976,114	1,027,172	1,106,303
農業	360,664	420,213	401,779	447,511	388,198
譲渡	257,288	250,933	677,231	283,440	179,399
その他	3,374,929	3,325,014	3,463,891	3,139,131	3,075,168
計	33,538,079	33,424,151	34,034,345	33,270,260	33,174,624

⁽注1) 2以上の所得を有する者については、最大の所得区分に全ての所得を合算している。また、マイナス所得は勘案しない。

イ 課税所得額

(単位:千円)

					(<u>単位: 十円)</u>
年度 所得区分	28	29	30	31	2
給 与	17,105,891	17,084,286	17,112,458	17,013,552	17,054,459
営 業	691,337	592,338	560,633	626,390	708,814
農業	193,154	243,269	214,425	236,623	218,819
譲渡	246,571	238,708	666,098	270,656	168,736
その他	1,699,889	1,598,142	1,720,615	1,463,039	1,432,852
計	19,936,842	19,756,743	20,274,229	19,610,260	19,583,680

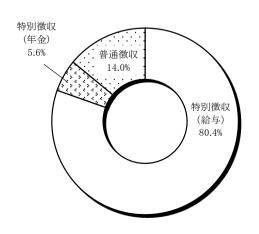
ウ. 税額(所得割)

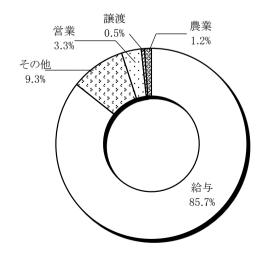
(単位:千円)

年度 所得区分	28	29	30	31	2
給 与	995,624	991,399	998,902	986,714	985,983
営 業	40,301	34,373	32,417	36,089	41,314
農業	11,012	14,042	12,336	13,549	12,638
譲渡	7,765	5,753	15,654	6,050	3,180
その他	89,165	86,785	87,921	77,396	77,901
計	1,143,867	1,132,352	1,147,230	1,119,798	1,121,016

(1)のア 徴収方法別税額の割合

(2)のア 所得区分別総所得金額等の割合





(3) 課税所得金額の段階別構成比

下段数値(%)は構成比

区分	年度	28	29	30	31	2
納税義務者数	200万円以下	9,572 75.3%	9,581 75.4%	9,614 75.3%	9,277 74.6%	9,214 74.3%
	700万円以下	2,979 23.4%	2,987 23.5%	3,013 23.6%	3,027 24.3%	3,043 24.6%
(所得割)(700万円超	156 1.2%	138 1.1%	136 1.1%	135 1.1%	139 1.1%
人	合 計	12,707	12,706	12,763	12,439	12,396
課	200万円以下	8,413,856 42.2%	8,395,585 42.5%	8,434,786 41.6%	8,238,100 42.0%	8,123,911 41.5%
課税所得金額	700万円以下	9,379,648 47.0%	9,403,188 47.6%	9,529,389 47.0%	9,480,701 48.3%	9,512,055 48.5%
(千円)	700万円超	2,143,338 10.8%	1,957,970 9.9%	2,310,054 11.4%	1,891,459 9.7%	1,947,714 10.0%
	合 計	19,936,842	19,756,743	20,274,229	19,610,260	19,583,680
税額	200万円以下	467,274 40.9%	469,385 41.5%	470,657 41.0%	457,951 40.9%	454,236 40.5%
(所 得 割	700万円以下	550,695 48.1%	551,176 48.7%	554,567 48.4%	554,273 49.5%	554,741 49.5%
) (千円)	700万円超	125,898 11.0%	111,791 9.9%	122,006 10.6%	107,574 9.6%	112,039 10.0%
	合 計	1,143,867	1,132,352	1,147,230	1,119,798	1,121,016

(4) 法人市民税

○法人市民税は申告制であり、大きく変動する場合があるので、年度末時点での法人数・調定額の推移を表している。

ア 納税義務者数(均等割)

(単位:法人)

	区 分								
ì	法人	資本金等	従業員数	均等割額	法人数				
	9号	50億円超	50人超	300万円	5				
	8号	10億円超 50億円以下	50人超	175万円	3				
法 3	7号	10億円超	50人以下	41万円	34				
1 2 条	6号	1億円超 10億円以下	50人超	40万円	5				
条	5号	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	24				
第	4号	1,000万円超 1億円以下	50人超	15万円	11				
1 項	3号	1,000万円超 1億円以下	50人以下	13万円	137				
	2号	1,000万円以下	50人超	12万円	5				
	1号	上記以外の法人等	50人以下	5万円	485				
	合 計								

イ 納税義務者数の推移

(単位:法人)

年度 区分	27	28	29	30	31
納税義務者数	712	717	709	709	709

ウ 調定額の推移

(単位:千円)

区分	\		年度	27	28	29	30	31
均	等		割	77,246	81,202	82,868	81,574	81,742
法	人	税	割	321,998	187,208	186,030	206,421	183,910
	合	計		399,244	268,410	268,898	287,995	265,652

6 固定資産税・都市計画税 (当初賦課時点)

(1) 納税義務者数の推移

(単位:人)

					(十四・パケ	
年度 区分	28	29		31	2	
固定資産税	18,858	18,833	18,771	18,701	18,659	
都市計画税	4,676	4,674	4,658	4,639	4,617	

(2) 調定額の推移

(単位:千円)

年度 区分	28	29	30	31	2
固定資産税	1,934,050	2,017,007	2,098,571	2,081,880	2,116,184
都市計画税	116,100	116,081	113,463	113,547	113,072

(3) 課税標準額(法定免税点以上)の推移

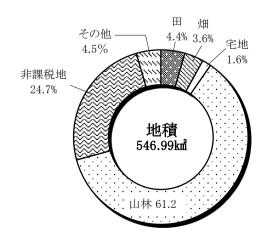
(単位:千円)

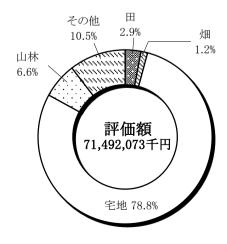
区/	年度分	年度 28 29		30	31	2
	土地	35,747,051	35,340,132	34,970,475	34,422,878	33,850,822
固定資産税	家屋	52,346,579	53,110,413	51,744,710	52,209,062	52,941,562
産税	償却資産	50,969,133	56,423,820	64,024,418	62,953,150	65,282,742
	≅ †	139,062,763	144,874,365	150,739,603	149,585,090	152,075,126
都	土地	21,560,077	21,246,496	20,908,210	20,654,557	20,154,678
都市計画	家屋	24,984,278	25,278,585	24,588,844	24,876,623	25,179,820
税	計	46,544,355	46,525,081	45,497,054	45,531,180	45,334,498

(4) 地積(床面積)・評価額の推移

区分		年度	28	29	30	31	2
		一般田	25,001,875	24,897,562	24,700,332	24,484,039	24,309,940
		介在田	25,950	20,790	14,942	66,223	44,766
		一般畑	20,147,355	19,941,462	19,774,409	19,575,482	19,473,661
地		介在畑	51,164	62,660	31,021	32,639	28,471
積		宅 地	8,946,584	8,946,421	8,983,633	8,991,343	8,995,152
	土	池 沼	1,802,644	1,802,534	1,802,544	1,802,498	1,802,504
床	地	山 林	335,747,680	334,802,982	334,688,751	334,629,595	334,350,522
面		牧 場	152,382	152,382	152,341	152,341	152,341
積)		原 野	16,709,716	16,840,203	16,982,978	17,194,904	17,294,490
_		雑種地	5,199,625	5,259,304	5,327,365	5,269,306	5,502,806
m²		計	413,784,975	412,726,300	412,458,316	412,198,370	411,954,653
		非課税地	133,205,025	134,263,700	134,531,684	98,159,326	135,035,347
	家	木 造	2,797,132	2,794,316	2,785,846	2,777,968	2,768,366
	屋	非木造	1,124,395	1,127,332	1,136,379	1,136,413	1,138,926
	7	計	3,921,527	3,921,648	3,922,225	3,914,381	3,907,292
		一般田	2,153,861	2,145,794	2,130,071	2,112,684	2,098,129
		介在田	129,710	133,782	101,835	226,888	148,410
		一般畑	913,032	904,109	897,367	888,780	884,469
		介在畑	133,779	134,121	108,016	94,866	75,307
評	土	宅 地	61,215,642	60,116,198	58,773,342	57,806,534	56,415,790
価	地	池沼	264,084	264,082	264,084	264,083	264,083
額	, 0	山 林	4,632,232	4,619,980	4,618,442	4,618,270	4,613,472
千		牧 場	1,923	1,923	1,923	1,923	1,923
円		原 野	232,920	234,760	236,702	239,697	240,804
		雑種地	6,838,178	6,790,577	6,787,292	6,712,353	6,749,686
		計	76,515,361	75,345,326	73,919,074	72,966,078	71,492,073
	家	木 造	24,031,245	24,392,326	23,469,337	23,793,801	24,162,874
	屋	非木造	28,478,816	28,881,569	28,373,306	28,565,498	28,877,242
	/	計	52,510,061	53,273,895	51,842,643	52,359,299	53,040,116

(5) 土地(地積・評価額)の地目別構成比





(6) 宅地用途地区別地積・評価額調(法定免税点以上)

区分	分	年度	28	29	30	31	2
		商業地区	349,598	349,513	350,653	350,947	353,026
		住宅地区	1,742,331	1,741,672	1,741,639	1,745,781	1,733,566
地	且 積 (m²)	工業地区	347,423	347,421	346,129	347,313	348,898
	(111)	村落地区	5,701,645	5,690,891	5,719,364	5,711,032	5,703,623
		計	8,140,997	8,129,497	8,157,785	8,155,073	8,139,113
		商業地区	9,853,202	9,662,815	9,508,088	9,347,560	9,147,781
_		住宅地区	31,196,711	30,670,509	30,084,750	29,706,056	28,862,065
Ē	评 価 額 (千円)	工業地区	3,765,886	3,704,999	3,620,144	3,581,542	3,472,518
	(111)	村落地区	15,152,168	14,820,030	14,306,276	13,901,866	13,633,645
		計	59,967,967	58,858,353	57,519,258	56,537,024	55,116,009
774		商業地区	28,184	27,647	27,115	26,635	25,912
単位		住宅地区	17,905	17,610	17,274	17,016	16,649
当 た	平均価格	工業地区	10,839	10,664	10,459	10,312	9,953
りり		村落地区	2,658	2,604	2,501	2,434	2,390
価数		全 体	7,366	7,240	7,051	6,933	6,772
$\overline{}$	格(円) 最高価格	商業地区	57,120	58,070	57,540	56,810	56,180
/		住宅地区	47,290	46,440	45,260	44,620	43,980
m² •	以同心俗	工業地区	26,060	26,060	25,150	24,640	22,900
		村落地区	24,300	23,800	31,260	31,260	31,260

(7) 家屋の新築状況 (増築含む)

区分	区分		29	30	31	2
	木 造	73	63	88	47	59
棟 数	非木造	15	20	32	7	13
	計	88	83	120	54	72
	木 造	8,077	6,351	12,546	5,829	6,863
床 面 積 (m²)	非木造	1,426	9,617	13,262	2,431	3,443
(111)	計	9,503	15,968	25,808	8,260	10,306
	木 造	442,009	372,733	601,204	391,928	452,542
評 価 額 (千円)	非木造	125,728	602,136	632,575	120,185	251,341
(113)	計	567,737	974,869	1,233,779	512,113	703,883
	木 造	54,724	58,689	47,920	67,238	65,939
単位当たり価格 (円/㎡)	非木造	88,168	62,612	47,698	49,439	73,001
(1,1,111)	全 体	59,743	61,051	47,806	61,999	68,298

(8) 住宅用新築家屋に係る軽減税額調

年度区分	28	29	30	31	2
対象戸数	230	204	192	176	181
床面積(㎡)	24,569	22,766	21,032	19,333	19,822
軽減税額(千円)	10,934	10,173	9,293	8,841	9,165

(9) 国有資産等所在市町村交付金

(単位:円)

年度区分	\sim 1 28		29 30		2
囲	1,430,000	1,506,500	1,580,300	1,647,600	1,732,400
県	7,560,500	7,814,900	7,623,200	7,478,900	7,336,100
合 計	8,990,500	9,321,400	9,203,500	9,126,500	9,068,500

(10) 固定資産税課税台帳閲覧者数等の推移

(単位:人)

-						(単位,八)
区分	年 度	28	29	30	31	2
土	地	109 (1)	80 (0)	76 (4)	101 (3)	97 (2)
家	屋	107 (1)	69 (0)	65 (2)	63 (1)	64 (0)
償 却	資 産	0	3 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
合	# <u></u>	216 (2)	152 (0)	141 (6)	166 (4)	

※()内は、うち縦覧者数

7 軽自動車税 (当初賦課時点)

(1) 車種別課税台数

							(単位:台)
区分	—— 分	年 度	28	29	30	31	2
	50 c c 以下		2,603	2,436	2,307	2,168	2,045
原動機	,	90cc以下	256	250	235	231	227
機付自		125cc以下	244	251	261	262	276
転車	;	ミニカー	27	24	25	28	27
		小 計	3,130	2,961	2,828	2,689	2,575
軽		2 輪	365	373	377	375	382
自動	軽自	3 輪	1	1	1	1	1
車及	動車	4輪乗用	8,519	8,527	8,508	8,392	8,396
び 小 刑		4輪貨物	6,116	6,035	5,982	5,909	5,874
型特殊	小型	農耕用	2,849	2,766	2,700	2,588	2,479
角動	特殊	その他	150	153	154	156	161
車		小 計	18,000	17,855	17,722	17,421	17,293
6 2	2輪の	小型自動車	427	434	445	455	457
	合 計		21,557	21,250	20,995	20,565	20,325
非書	課税((官公庁等)	148	148	148	146	139
減	免	(障害者等)	203	224	210	249	224

(2) 調定額と1人(1世帯)当たりの台数

〇1人当たり・1世帯当たりの台数は、各年度当初時点の台数を、その前年度末時点の人口数・世帯数(1頁参照)で除したもの。

年 度 区 分	28	29	30	31	2
当初調定額 (千円)	118,304	121,048	123,363	123,899	125,887
1人当たりの台数(台/人)	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68
1世帯当たりの台数(台/世帯)	1.48	1.46	1.45	1.43	1.42

8 その他諸税 (年度末時点)

○たばこ税・鉱産税は申告制であり、大きく変動する場合があるので、年度末時点での調定額の推移を表している。

(1) 市たばこ税

区分	年度	27	28	29	30	31
消費本数	(千本)	38,229	36,496	33,888	32,100	32,339
年 度 末 調 定 額	(千円)	196,388	188,292	175,704	173,093	171,167
一人当たり消費本数	(本/人)	1,193	1,157	1,095	1,057	1,087

一人当たり消費本数については、各年度消費本数を前年度末時点の人口数(1頁参照)で除したもの

(2) 鉱産税

区分	年度	27	28	29	30	31
年度末調定額	(千円)	178	220	196	144	180

9 国民健康保険税 (当初賦課時点)

(1) 被保険者・被保険世帯数の推移

区分	年度	28	29	30	31	2
被保険者数	(人) 加入率→	7,260 22.6%	,	,	,	·
被保険世帯数	(世帯) 加入率→	4,722 34.1%			·	
1世帯当たりの被保険者数	(人/世帯)	1.54	1.51	1.49	1.46	1.45

加入率については、被保険者数・被保険世帯数を前年度末時点の人口数・世帯数(1頁参照)で除したもの

(2) 被保険者・被保険者世帯の負担状況

区分	年度	28	29	30	31	2
当 初 調 定 額	(千円)	640,349	654,905	641,527	633,843	623,648
被保険者1人当たり	(円/人)	88,202	95,245	97,600	99,208	100,443
被保険世帯1世帯当たり	(円/世帯)	135,610	143,809	145,735	144,978	145,440

10 徴収(年度末時点)

(1) 督促状発送件数

(単位:件)

						(手圧・圧)
税目	年 度	27	28	29	30	31
市民税	普通徴収	2,233	1,780	1,840	1,659	1,668
県 民 税	特別徴収	174	147	464	406	437
法 人 市	民 税	23	17	18	13	12
固定資産税•都	市計画税	4,575	4,717	4,652	4,402	4,661
軽 自 動	車 税	1,842	1,605	1,647	1,429	1,446
国民健康仍	保険税	4,432	4,022	3,843	3,684	3,975
合	計	13,279	12,288	12,464	11,593	12,199

(2) 督促手数料•延滞金収納状況

(単位:件. 千円)

_						(
区分	年 度	27	28	29	30	31
督促手数料	件 数	11,045	11,483	13,258	10,118	9,821
首促于数科	金 額	1,104	1,148	1,326	1,011	982
延滞金	金 額	6,622	15,460	22,079	21,915	16,326

(3) 財産差押等の状況

(単位:件、千円)

区分				年度	27	28	29	30	31
			差	押件数	36	63	92	88	110
預	貯	金	換価	件数	30	61	91	86	111
			换画	金額	1,486	4,272	11,922	9,566	8,131
			差	押件数	19	5	4	10	2
給		与	換価	件数	115	61	52	48	50
			换画	金額	3,421	1,016	986	2,141	2,478
			差	押件数	1	26	38	30	8
生命	命保障	食 等	換価	件数	0	17	22	21	14
			换画	金額	0	3,285	5,008	9,440	5,495
			差	押件数	0	0	0	0	0
不	動	産	換価	件数	0	0	0	0	0
			換価	金額	0	0	0	0	0
			差	押件数	15	31	54	68	60
そ	\mathcal{O}	他	換価	件数	13	13	26	39	46
			换画	金額	427	1,183	2,218	3,031	1,434
			差	押件数	71	125	188	196	180
合		計	換価	件数	158	152	191	194	221
			沙川	金額	5,334	9,756	20,134	24,178	17,538
捜	. 索	実 施	<u>ti</u>	件数	0	10	8	4	1

[※] 数値は、岡山県市町村税整理組合扱い分、岡山県滞納整理推進機構扱い分を含む

(4) 交付要求等の状況

(単位:千円.件)

						(平匹・111)[[7]
区分	年度	27	28	29	30	31
過年度からの繰越	件数	2	3	0	3	2
新規要求	件数	10	6	15	17	12
配当受領	件数	7	8	7	15	4
(過年度要求分含)	金額	1,026	780	1,374	2,023	466
取 下 ・ 解 除	件数	2	1	5	3	3
要求中(翌年度へ繰越)	件数	3	0	3	2	7

※「取下・解除」は無配当または配当以外による入金があったもの

(5) 岡山県市町村税整理組合

(単位:千円,件)

区分	年度	27	28	29	30	31
組合分	担 金	1,367	932	943	923	1,429
	本 税	4,262	1,392	1,623	1,106	5,383
収納状況	督促手数料	16	6	7	6	28
4X NY 1/\ ()L	延滞金	612	356	214	734	1,179
	計	4,890	1,754	1,844	1,846	6,590
委 託 本	税残額	16,709	15,326	10,893	7,098	8,040
年度末時点	委託件数	41	42	39	8	14

※ 金額は県税を含む

(6) 岡山県滞納整理推進機構 (平成26年度より引継開始)

(単位:千円,件)

区分	年度	27	28	29	30	31
機 構 負	担金	42	396	438	60	60
	本税	1,321	23,559	21,846	4,795	3,136
収納状況	督促手数料	6	62	91	13	10
4X 71/1 1/1 1/L	延滞金	251	8,060	7,530	792	593
	計	1,578	31,681	29,467	5,600	3,739
引継本	税残額	2,381	4,301	10,357	5,951	1,732
年度末時点	引継件数	7	13	35	10	5

※ 金額は県税を含む

(7) 市税等欠損処分の推移(年度末時点)

(単位:円,件)

_										(単位	7.:円,件)
		27		28		29		30		31	
	税目	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
市	執行停止後3年経過	4,500	1	215,800	14	240,300	14	166,800	8	86,100	7
県民	納付義務の消滅	332,000	26	873,600	69	910,400	33	656,100	59	1,036,400	54
税(個	執行停止期間中の時効完成	85,500	12	428,500	25	76,500	8	254,000	17	342,800	20
人)	時効完成	6,028,266	302	6,205,287	312	3,573,600	243	4,377,905	213	5,178,600	264
	計	6,450,266	341	7,723,187	420	4,800,800	298	5,454,805	297	6,643,900	345
市	執行停止後3年経過	106,799	1	194,209	3	0	0	0	0	100,000	2
民税	納付義務の消滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(法-	執行停止期間中の時効完成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人	時効完成	214,500	3	0	0	495,800	10	100,000	2	150,000	3
	計	321,299	4	194,209	3	495,800	10	100,000	2	250,000	5
固定資	執行停止後3年経過	0	0	102,800	26	114,000	41	24,600	8	0	0
産税	納付義務の消滅	0	0	80,000	10	53,100	10	58,800	8	59,200	8
都	執行停止期間中の時効完成	95,700	17	120,900	27	0	0	2,000	1	38,800	14
市計画	時効完成	3,955,310	651	7,843,699	771	3,390,050	481	7,547,780	706	9,199,450	1,155
税	計	4,051,010	668	8,147,399	834	3,557,150	532	7,633,180	723	9,297,450	1,177
	執行停止後3年経過	0	0	9,800	4	73,000	18	0	0	40,200	4
軽自	納付義務の消滅	0	0	27,600	6	12,200	6	17,200	11	10,000	10
動車	執行停止期間中の時効完成	49,200	11	47,000	12	24,400	6	7,200	1	36,000	7
税	時効完成	596,100	146	693,600	183	524,800	146	559,362	154	1,004,200	264
	計	645,300	157	778,000	205	634,400	176	583,762	166	1,090,400	285
国	執行停止後3年経過	0	0	461,400	33	717,420	93	0	0	624,740	59
国民健	納付義務の消滅	2,928,826	463	1,894,547	423	1,782,100	351	3,475,920	649	2,357,321	537
康保	執行停止期間中の時効完成	648,000	76	896,100	117	197,600	43	442,300	46	787,400	54
険税	時効完成	5,849,670	783	9,028,350	623	4,390,500	542	3,907,545	403	9,515,668	495
	計	9,426,496	1,322	12,280,397	1,196	7,087,620	1,029	7,825,765	1,098	13,285,129	1,145
	合計	20,894,371	2,492	29,123,192	2,658			21,597,512 nまとめて国に			

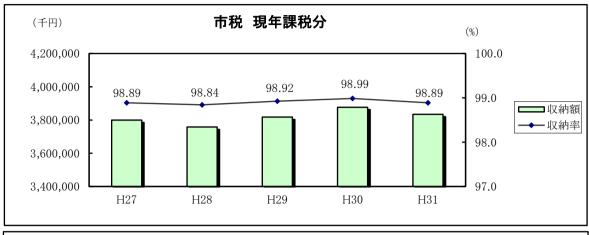
※県が取りまとめて国に報告する様式に則ったもの

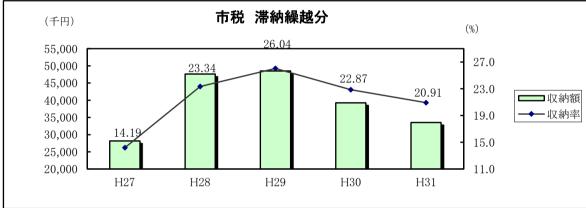
(8) 市税等調定及び収納状況の推移(年度末時点)

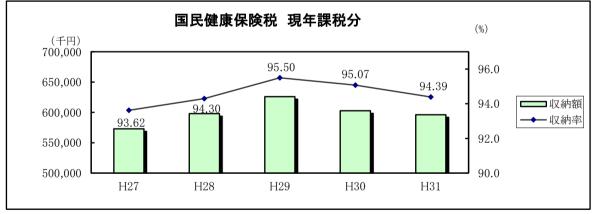
市 税

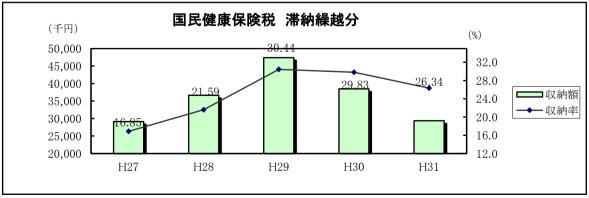
※収納額は未還付額を含まない。 (単位:千円、%)

Γ	_	年度・区分		27			28			29			30			31	
L	į	锐 目	調定額	収納額	収納率												
		市民税	1,574,184	1,557,712	98.95	1,469,312	1,453,030	98.89	1,467,980	1,454,261	99.07	1,498,170	1,484,499	99.09	1,448,642	1,431,829	98.84
		(個人)	1,174,940	1,159,048	98.65	1,200,902	1,185,196	98.69	1,199,082	1,185,664	98.88	1,210,175	1,197,066	98.92	1,182,989	1,166,427	98.60
		(法人)	399,244	398,664	99.85	268,410	267,834	99.79	268,898	268,597	99.89	287,995	287,433	99.80	265,653	265,402	99.91
	見	固定資産税	1,858,083	1,835,435	98.78	1,910,000	1,886,879	98.79	1,978,754	1,955,329	98.82	2,009,360	1,987,582	98.92	2,018,083	1,996,328	98.92
1 1	平 果	(固定資産税)	1,849,093	1,826,445	98.78	1,901,010	1,877,889	98.78	1,969,433	1,946,008	98.81	2,000,157	1,978,379	98.91	2,008,950	1,987,194	98.92
1	兑	(交付金納付金)	8,990	8,990	100.00	8,990	8,990	100.00	9,321	9,321	100.00	9,204	9,204	100.00	9,133	9,133	100.00
2	分	軽自動車税	97,232	95,112	97.82	118,073	114,886	97.30	120,594	117,592	97.51	122,899	119,877	97.54	125,767	122,430	97.35
		市たばこ税	196,388	196,388	100.00	188,292	188,292	100.00	175,704	175,704	100.00	173,093	173,093	100.00	171,167	171,167	100.00
		都市計画税	116,238	114,817	98.78	116,025	114,617	98.79	115,940	114,568	98.82	112,515	111,298	98.92	113,374	112,203	98.97
		鉱 産 税	178	178	100.00	220	220	100.00	196	196	100.00	144	144	100.00	180	180	100.00
		現年課税分計	3,842,303	3,799,642	98.89	3,801,922	3,757,924	98.84	3,859,168	3,817,650	98.92	3,916,180	3,876,493	98.99	3,877,213	3,834,137	98.89
		市 民 税	71,072	12,283	17.28	70,887	23,294	32.86	58,822	22,483	38.22	46,543	14,509	31.17	42,184	12,989	30.79
	帯	(個人)	66,360	12,099	18.23	66,201	23,094	34.88	53,954	21,937	40.66	42,416	13,948	32.88	38,155	12,253	32.11
	纳 —	(法人)	4,712	184	3.90	4,686	200	4.27	4,868	546	11.22	4,127	561	13.58	4,029	736	18.27
Ħ	泧	固定資産税	110,427	13,652	12.36	115,632	21,395	18.50	109,726	22,342	20.36	107,472	21,341	19.86	100,739	17,239	17.11
2	分	軽自動車税	9,526	1,301	13.66	9,642	1,482	15.37	10,570	2,227	21.07	10,710	2,024	18.90	11,124	2,221	19.97
		都市計画税	7,599	940	12.37	7,819	1,447	18.51	7,264	1,479	20.36	6,936	1,377	19.86	6,312	1,080	17.11
L		滞納繰越分計	198,624	28,176	14.19	203,980	47,618	23.34	186,382	48,531	26.04	171,662	39,252	22.87	160,359	33,529	20.91
		合 計	4,040,927	3,827,818	94.73	4,005,902	3,805,542	95.00	4,045,550	3,866,181	95.57	4,087,842	3,915,744	95.79	4,037,572	3,867,666	95.79
	国月	尺健康保険税															
		現年課税分	612,008	572,957	93.62	634,138	597,977	94.30	655,476	625,964	95.50	633,843	602,597	95.07	631,492	596,062	94.39
		滞納繰越分	172,762	29,118	16.85	169,853	36,665	21.59	155,752	47,405	30.44	128,990	38,477	29.83	111,465	29,359	26.34
		合 計	784,770	602,075	76.72	803,991	634,642	78.94	811,228	673,369	83.01	762,833	641,074	84.04	742,957	625,421	84.18









※収納額は未還付額を含まない

11 市税口座振替利用率の推移 (当初賦課時点)

(単位:%)

					(半江, /0)
年 度 区 分	27	28	29	30	31
市県民税	37.0	38.9	39.5	38.4	37.6
軽 自 動 車 税	41.9	41.6	41.4	41.1	40.6
固定資産税•都市計画税	57.2	57.5	57.5	57.1	56.6
国民健康保険税	48.9	48.7	49.5	48.9	47.9
全 体	47.9	48.1	48.2	47.8	47.3

[※]調定のある納税義務者のうち口座登録のある者の割合(但し軽自動車税は賦課件数)

12 証明・閲覧手数料の推移

(単位:千円)

					(=== 1 1 1 1
年 度 区 分	27	28	29	30	31
証明	2,001	1,992	1,990	1,941	1,555
閲覧	433	440	423	473	503
計	2,434	2,432	2,413	2,414	2,058

納税その他公課に関する証明1件につき300円土地または建物に関する証明1件につき300円住宅用家屋の証明1件につき1,300円

13 収納機関・口座振替・納期限

(1) 公金収納可能場所

高梁市役所	高梁市役所、地域局(有漢・成羽・川上・備中)、連絡所(中・坂本・吹屋) 地域市民センター(津川・川面・巨瀬・中井・玉川・宇治・松原・高倉・落合)
高梁市指定金融機関	トマト銀行 本店 及び 各支店
高梁市 収納代理金融機関	中国銀行 本店 及び 各支店 備北信用金庫 本店 及び 各支店 中国労働金庫 本店 及び 各支店 晴れの国岡山農業協同組合 本店 及び 各支店 郵便局(簡易郵便局を含む) 及び ゆうちょ銀行

(2) 口座振替

申 込 手 続	口座振替希望者は、口座振替依頼書を金融機関の窓口に提出する 申込期限は、原則各振替日の前月20日まで
指定預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金のうち1口座
振 替 日	各納付月の末日(納期限の日)
取 扱 金 融 機 関	「高梁市指定金融機関」及び「高梁市収納代理金融機関」(詳細は上表)
納 税 証 明	<軽自動車税(種別割)> 継続検査用納税証明書を該当者へ通知する(年1回)
そ の 他	○振替日に残高不足等で振替できなかった場合、再振替は行わない。 振替不能通知書(納付書付)を郵送。○「全納」での振替ができなかった場合は、当該年度に限り翌期から「期別」 振替とし、1期については振替不能通知書による納付書納付とする。

(3) 納期限及び口座振替日

納付月税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市民税・県民税 (普通徴収)			1期 〈全期〉		2期		3期			4期	
固定資産税 都市計画税	1期 〈全期〉			2期					3期		4期
軽自動車税 (種別割)		全期									
国民健康保険税 (普通徴収)				1期 〈全期〉	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

[※] 各納付月の末日(12月については25日)が納期限(口座振替日)。 ただし、末日(12月については25日)が 土・日曜日、祝日の場合は、翌金融機関営業日が納期限(口座振替日)。

治 与 ************************************		与	翌月の10日まで(6月から翌年の5月まで)
市 民 税・県 民 税 (特別徴収)	年	金	支給月の翌月の10日まで
	退職	所得	支払った月の翌月の10日まで
法人市員	己 税		事業年度終了の日から2ヵ月以内
市たばこ	_ 税		翌月の末日まで
鉱産税			翌月の末日まで
国民健康保険税(特別徴収/年金)			支給月の翌月の10日まで

14 税率の変遷

<	市	税	മ	税	遬	>
`	113	17L	v	インレ	-	_

) 税率> 年度		H27		H28	H29	H30	H31(R1)	R2		
区	<u>分</u>			1.21				1100	1101(111)	11.2		
	個	均等割		3,500円 < 2,000円 > ※< >は県民税。 うち500円は「おかやま森づくり県民税」								
	人分	所得割			75. 100/124/000	6% < 4%						
		の1号部		※<>は県民税								
			50億円超	資本会	金等区分		0	業員数 50人超	税率	300万円		
			10億円超 50億円以	7.5				50人起		175万円		
			10億円超 30億円2	<u> </u>				50人起 50人以下		41万円		
市								50人紹		40万円		
_		均 等 割	1億円超 10億円以	下				50人以下		16万円		
民			4 000 THE 47 4 1/THE	3017				50人超		15万円		
税	法人		1,000万円超 1億円	1以下				50人以下		13万円		
	分分		1,000万円以下					50人超		12万円		
	/		上記に掲げる法人」	以外の法人等			,			5万円		
		法人税割			※令和元年10月1日		た事業年度の	税率は12.1%				
定	資産税	税率				1.4%	the Landau-to-					
		免 税 点	区分		土地30万円 平成27年度までの税率	、家屋20万円、	質却資産150/		の鉛索			
			<u></u>	子 平成27年度までの税率 平成28年度からの税率 50cc以下 1,000円 2,000円					V 217L - 1 -			
				50cc超90cc以下	1,200円	2,000円						
			原動機付自転車	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円						
						3,700円						
	04\04\4\+			ミニカー	2,500円			3,700円				
			2輪の軽自動車	ミニカー 125cc超250cc以下	2,500円 2,400円			3,700円 3,600円				
	載又 卢	自動車鉛	2輪の軽自動車 2輪の小型自動車	125cc超250cc以下 250cc超	2,400円 4,000円			3,600円 6,000円				
	軽自	自動車税	2輪の小型自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用	2,400円 4,000円 1,600円			3,600円 6,000円 2,400円				
	軽自	自動車税	2輪の小型自動車 小型特殊自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円			3,600円 6,000円				
	軽自	自動車税	2輪の小型自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円			3,600円 6,000円 2,400円				
	軽自	自動車税	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円			3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	+ >In			
	軽自	自動車税	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用 乗用 営業用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円 5,500円			3,600円 6,000円 2,400円	おり			
	軽自	自動車税	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用 乗用 営業用 貨物 自家用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円			3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	おり			
特別			2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用 乗用 営業用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円 5,500円	1.4%	取得分 3.0%	3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	おり			
	軽自地稅	自動車税 一 税 一 率 一 免 税 点	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用 乗用 営業用 貨物 自家用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円	1.4% 5,000㎡未注		3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	おり			
保ィ	土地	税率	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用 乗用 営業用 貨物 自家用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円	, .		3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	おり			
保有	土地有税	税	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用 乗用 営業用 貨物 自家用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 保有分	5,000㎡未汽	置 1.0%	3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	おり			
保不下計畫	土地有税計画税	税	2輪の小型自動車 小型特殊自動車 軽自動車 軽自動車	125cc超250cc以下 250cc超 農耕用 その他 三輪のもの 乗用 自家用 乗用 営業用 貨物 自家用	2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 保有分	5,000㎡未注 0.25% 準額 200万円起 準額 200万円以	置 1.0%	3,600円 6,000円 2,400円 5,900円	2円(H30.10.1~)	6,122円 (R2.10.1- 5,692円		

*	年度	ŧ	28~							
			税率							
						グリーン化特例(燃費性能に応じて適用)				
	区分	}	初度検査年月が平 成27年3月以前の車	初度検査年月 が平成27年4	初度検査年 月から13年 を経過した車	電気自動車	平成17年排	リリン車で ガス規制75%低減 排ガス規制50%低減		
			両	月以降の車両	両両		概ね50%軽減	概ね25%軽減		
						減	令和2年度燃費 基準+30%達成	令和2年度燃費基準 +10%達成		
	軽自動車(三	輪のもの)	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円		
		乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円		
	权力利击	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円		
	軽自動車 (四輪以上 のもの)					平成27年度燃費 基準+35%達成	平成27年度燃費基準 +15%達成			
	V) ((V))	貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円		
		貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円		

<国民健康保険税の税率>

医療保険分

年度 区分	28	29	30	31	2
所得割 (%)	8.7	9.5	9.5	9.5	8.5
均等割 (円)	25,900	28,400	28,400	28,400	25,100
平等割 (円)	20,900	22,900	22,900	22,900	19,900
賦課限度額(年間)	54万円	54万円	58万円	61万円	63万円

介護保険分

年度 区分	28	29	30	31	2
所得割(%)	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2
均等割 (円)	9,600	10,500	10,500	10,500	10,500
平等割 (円)	4,900	5,300	5,300	5,300	5,300
賦課限度額(年間)	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円

後期高齢者支援金分

年度 区分	28	29	30	31	2
所得割 (%)	2.9	3.1	3.1	3.1	3.1
均等割 (円)	8,600	9,400	9,400	9,400	9,400
平等割 (円)	6,900	7,500	7,500	7,500	7,500
賦課限度額(年間)	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円

※所得割: 加入者ごとの基礎控除(33万円)後の前年中の総所得金額等に税率を乗じて算出

※均等割: 加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出

※平等割: 1世帯当たりの年額

後期高齢者医療制度への移行により国保単身世帯となる人は、医療保険分と後期高齢者

支援金分の平等割を移行後5年間は2分の1。その後3年間は4分の1減額。

<く 関係機関一覧 >>

	名 称	住 所	電話番号
国税	高梁税務署	〒716-0029 高梁市向町13	0866-22-2546 (音声案内)
	岡山県 総務部 税務課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7241 (代表)
県税	岡山県 備中県民局 税務部	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7012
	高梁地域事務所 地域総務課 ※県税の納付、納税証明書の発行	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2820
車両	軽自動車検査協会 岡山事務所 ※三輪以上の軽自動車	〒701-0144 岡山市北区久米177-3	050-3816-3084
登録	中国運輸局 岡山運輸支局 ※二輪の軽自動車(250cc以下のバイク) ※二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5	050-5540-2072 (登録部門)
	岡山地方法務局 高梁支局	〒716-0062 高梁市落合町近似500-20	0866-22-2318 (代表)
	日本年金機構 高梁年金事務所	〒716-8668 高梁市旭町1393-5	0866-21-0570 (代表)
その他	岡山県市町村税整理組合	〒700-0975 岡山市北区今2-2-1 岡山県市町村振興センター内	086-245-4890 (代表)
~ € 0.7fti	岡山県滞納整理推進機構	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県総務部税務課 特別徴収班内	086-226-7248
	岡山地方裁判所 民事部	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42	086-222-6771
	岡山県市町村税務協会	〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3 (岡山市財政局税制課内)	086-803-1166

<< 用語解説 >>

ページ	用語	解記
P7	基準財政需要額	各地方公共団体が合理的水準で行政事務を遂行するために必要な経費を毎年推計したもの。基準財政収入額とともに普通地方交付税の算定に用いられる。
P7	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標。普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を過去3ヵ年間について単純平均して求める。財政力指数が1をこえる団体を富裕団体と呼び、0.4未満を過疎団体の一要件とするなど、国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられる。
P7	基準財政収入額	地方公共団体の標準的な地方税収額。税収見込み額の75%に地方譲与税などを加えたもので、基準財政需要額とともに普通地方交付税の算定に用いられる。
P7	地方譲与税	国税として徴収した特定の税目の収入の全額または一部を、一定の基準に基づいて地方公共団体に譲与するもの。譲与税ともいう。
P9	普通徴収	地方税の徴収について、納税義務者が自身で納付すること。
P9	特別徴収	地方税の徴収について、給与支払者・事業経営者などに納税義務者が負担すべき税を徴収させ、その徴収すべき税を納付すること。
P9	所得金額	収入から経費を引いた金額のことで、給与では給与所得控除額を差し引いた金額、自営業の場合は収入から経費を引いた金額となる。
P9	均等割	住民税の課税形態の一つで、個人及び法人に対して均等の額で課税されるもの。
P9	所得割	住民税の課税形態の一つで、個人の所得の額によって課税されるもの。
P10	総所得金額等	合計所得金額(給与所得だけでなく他の所得がある場合はそれぞれの所得で計算して合計したもの)に純損失(事業用資産の損失)・雑損失(生活必需品の資産の損失)の繰越控除(損失額が大きく、当該年の控除の限度額を超えた場合、翌年以降3年間、繰り越して所得金額から差し引くこと)をしたもの。
P10	所得控除	課税の公平性を図るために、個人的事情を考慮し所得金額から差し引くこと。医療費控除・社会保険料控除・扶養控除・配偶者控除等。
P11	課税所得	所得を課税物件とする住民税等において、課税標準となるべき所得から所定の所得控除を差引いた所得金額をいう。一般に所得とは、年間収入金額から必要経費を控除したものと考えることができるが、このようにして計算された所得総額から非課税所得 (課税を免除された所得)、さらに税法上認められた所得控除額を差引いたものが課税所得であり、これに所定の税率を乗じて納付税額が算定される。
P13	課税標準額	課税物件(所得、取得財産、製造業からの移出等)を金額で表したもので、税率を適用して税額を得るための基礎となるもの。
P13	法定免税点	固定資産税・都市計画税については、同一の名義人が所有する固定資産の課税標準額の合計が一定の金額に満たない場合は課税されないが、その金額のこと。
P14	評価額	固定資産税を賦課するための基準となる金額。
P14	介在田·介在畑	農地法第4条又は、第5条の許可等を受けた田・畑のことをいう。現況が農地であっても実質的には宅地等と して潜在的価値を有していると考えられることから、宅地並みの課税がされるもの。
P15	宅地用途地区	主として住宅用地が連続する地区。
P16	軽減税額	新築住宅については、新築後一定期間の固定資産税が軽減されるが、その軽減税額。
P16	国有資産等所在 市町村交付金	国や都道府県、地方公共団体が所有する固定資産のうち公共の用に供しないものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、固定資産税の代わりに交付するもの。
P16	閲覧	納税義務者等が、必要に応じて関係する固定資産の固定資産課税台帳を調べながら見ること。
P16	縦覧	土地又は家屋の納税義務者が、通常4月1日から最初の納期限までの間、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿により当該市町村の自己所有以外の土地又は家屋の価格を調べながら見ること。

令和2年度版 市税概要

発行 令和2年10月

編集 高梁市総務部税務課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043

TEL: (0866) 21-0215 FAX: (0866) 22-6076

E-mail: zeimu@city.takahashi.lg.jp

U R L : http://www.city.takahashi.okayama.jp/